

---

## アプライド株式会社に対する契約約款使用差止請求訴訟の 和解成立と経過報告について

---

当機構が、内閣総理大臣認定の適格消費者団体として、2015年10月30日に、福岡地方裁判所に対して訴訟を提起した、アプライド株式会社（福岡市博多区）を被告とする解約金条項等の使用差止請求訴訟について、本年11月28日（木）に以下のとおりの内容の和解が成立いたしましたのでご報告いたします。

アプライド株式会社は、全国に26店舗（福岡県内には6店舗）を有する大型パソコン専門店ですが、同社がその有料会員である顧客に対し提供するパソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスについて、同サービスを途中で解約した際に発生する解約違約金が高額に過ぎることを理由に、2014年頃から当機構や消費生活センターに相談が多く寄せられてきました（当機構に寄せられた相談件数、2015年19件、2016年51件、2017年88件、2018年115件、2019年38件（9月末まで））。

当機構では、同社の契約約款に定められた解約違約金（契約年数に応じ、その残月数に月額料金を乗じた金額の50～70%）は消費者契約法第9条1号の「平均的な損害」を超えるものであり、当該約款規約は無効であるとして、当該約款規約につき使用差止請求訴訟を提起するに至りましたが、この度の和解が成立したことにより、消費者保護や被害の未然防止の観点から一応の成果が得られたものと考えております。

### 【和解の要旨】

アプライド株式会社は、2019年12月1日までに、以下のとおり会員規約を変更することを主たる内容とする。

・アプライド株式会社は、「アプライドスタープラチナプレミアムW・G会員規約」など消費者から月額料金を対価としてパソコン等の保守、メンテナンス及びサポートサービスを提供する契約に関する中途解約違約金について、違約金額が契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20%を超えない額とするものとする。

・申込より6か月未満での解約については、当該サービスを一度も利用していないことをアプライド株式会社が確認した場合に限り、中途解約違約金を全額免除するものとする。

以上